

地方独立行政法人芦屋中央病院 中期目標の変更（案） 新旧対比表

中期目標（前回）	中期目標（修正）
<p>町立芦屋中央病院は、昭和 51 年の開設以来、芦屋町をはじめとした遠賀郡他 3 町（遠賀町、水巻町、岡垣町）、北九州市若松区、八幡西区などの地域に根ざした医療の充実を目指し、地域住民の健康・福祉の増進に大きく貢献し、公立病院としての役割を果たしてきた。</p> <p>平成 12 年には病棟を改修し、一般病床 97 床、療養病床 40 床の合計 137 床を備え、多様化する医療ニーズに応えるべく診療科の増設、医療機器の充実を図り、質の高い地域医療の確保に努めている。</p> <p>平成 18 年には自治体立病院優良病院表彰、平成 19 年には自治体立病院優良病院総務大臣賞を受賞するなど、健全な経営を行ってきたが、近年の高齢化の進展に伴う医療費抑制を目的とした診療報酬改定や医療法改正、医師をはじめとした医療職不足など、医療を取り巻く環境が厳しくなることが予想される。</p> <p>このような厳しい環境に対応するため、病院の権限による医療職員の確保及び環境整備や機動的かつ柔軟な意思決定による経営改善が期待できる地方独立行政法人へ移行することとし、地域医療の中心的病院としての役割を實現するため、地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）を設立することとした。</p> <p>地方独立行政法人化後は、新たな経営手法により安定した経営基盤を構築し、地域住民のために医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供する地域医療の中心的病院として、これまで以上に良質で安全な医</p>	<p>町立芦屋中央病院は、昭和 51 年の開設以来、芦屋町をはじめとした遠賀郡他 3 町（遠賀町、水巻町、岡垣町）、北九州市若松区、八幡西区などの地域に根ざした医療の充実を目指し、地域住民の健康・福祉の増進に大きく貢献し、公立病院としての役割を果たしてきた。</p> <p>平成 12 年には病棟を改修し、一般病床 97 床、療養病床 40 床の合計 137 床を備え、多様化する医療ニーズに応えるべく診療科の増設、医療機器の充実を図り、質の高い地域医療の確保に努めている。</p> <p>平成 18 年には自治体立病院優良病院表彰、平成 19 年には自治体立病院優良病院総務大臣賞を受賞するなど、健全な経営を行ってきたが、近年の高齢化の進展に伴う医療費抑制を目的とした診療報酬改定や医療法改正、医師をはじめとした医療職不足など、医療を取り巻く環境が厳しくなることが予想される。</p> <p>このような厳しい環境に対応するため、病院の権限による医療職員の確保及び環境整備や機動的かつ柔軟な意思決定による経営改善が期待できる地方独立行政法人へ移行することとし、地域医療の中心的病院としての役割を實現するため、地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）を設立することとした。</p> <p>地方独立行政法人化後は、新たな経営手法により安定した経営基盤を構築し、地域住民のために医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供する地域医療の中心的病院として、これまで以上に良質で安全な医</p>

中期目標（前回）	中期目標（修正）
<p>療を提供し、地域住民に信頼され医療職から選ばれる病院になることを期待する。</p> <p>ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。</p>	<p>療を提供し、地域住民に信頼され医療職から選ばれる病院になることを期待する。</p> <p>ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。</p>
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。</p>	<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。</p>
<p>第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療サービス</p> <p>(1) 地域医療の維持及び向上</p> <p>保有する一般および療養病床を維持し、芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として専門的な医療を提供すること。また、高齢者医療に必要な幅広い診療科の存続及び強化とともに終末期医療の充実を図り、地域医療における中心的な役割を担うこと。</p>	<p>第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療サービス</p> <p>(1) 地域医療の維持及び向上</p> <p>保有する一般および療養病床を維持し、芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として専門的な医療を提供すること。また、高齢者医療に必要な幅広い診療科の存続及び強化とともに終末期医療の充実を図り、地域医療における中心的な役割を担うこと。</p>
<p>(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供</p> <p>地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担う病院として、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。</p>	<p>(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供</p> <p>地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担う病院として、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。</p>

中期目標（前回）	中期目標（修正）
<p>(3) 地域医療連携の推進</p> <p>近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や、地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を強化し、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を構築すること。</p>	<p>(3) 地域医療連携の推進</p> <p>近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や、地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を強化し、地域で一体的かつ切れ目のない医療提供体制を構築すること。</p>
<p><u>※項目を新規追加</u> →</p>	<p>(4) 救急医療の取り組み</p> <p>芦屋町における唯一の病院であり、地域住民からの救急医療の要望が高いことから、救急医療体制を充実させること。対応が難しい患者については、近隣の高次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>
<p><u>※P 6 「5 政策医療等の推進 (1) 災害時等における医療協力」から移動</u> →</p> <p><u>※P 7 「5 政策医療の推進 (3) 町との連携」から分離させ新規作成</u> →</p>	<p>(5) 災害時等における医療協力</p> <p>災害時には、町の地域災害拠点病院としての役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、町長の求めに応じ、町、関係機関及び関係団体と連携して迅速かつ適正な対応を取ること。</p> <p>(6) 予防医療の取り組み</p> <p>地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して住民</p>

中期目標（前回）	中期目標（修正）
<p>※P 7 「5 政策医療の推進（3）町との連携」から分離させ新規作成</p>	<p>健診（特定健診・がん検診等）や予防接種等を継続して実施し、予防医療に取り組むこと。</p> <p>（7）地域包括ケアの推進</p> <p>高齢化社会に対応して、地域包括ケアシステムの構築の中で、町と協働して介護予防事業に取り組むこと。</p>
<p>2 医療の質の向上</p> <p>（1）医療職の確保</p> <p>医療サービスの維持・向上を図るため、待遇改善や職場環境の見直しによって、常勤医師の確保に努めること。</p> <p>看護職員及びコメディカル職員についても、教育体制の充実や職場環境の整備を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。</p>	<p>2 医療の質の向上</p> <p>（1）医療職の確保</p> <p>医療サービスの維持・向上を図るため、待遇改善や職場環境の見直しによって、常勤医師の確保に努めること。</p> <p>看護職員及びコメディカル職員についても、教育体制の充実や職場環境の整備を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。</p>
<p>（2）医療安全対策の徹底</p> <p>医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。</p>	<p>（2）医療安全対策の徹底</p> <p>医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。</p>

中期目標（前回）	中期目標（修正）
<p>（３）施設の維持</p> <p>老朽化が進む施設については、必要な整備を計画的かつ適正に実施し、新病院へ移転する間の安全な施設維持に努めること。</p>	<p>（３）施設の維持</p> <p>老朽化が進む施設については、必要な整備を計画的かつ適正に実施し、新病院へ移転する間の安全な施設維持に努めること。</p>
<p>（４）計画的な医療機器の整備</p> <p>地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。</p>	<p>（４）計画的な医療機器の整備</p> <p>地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。</p>
<p>3 患者サービスの向上</p> <p>（１）患者中心の医療の提供</p> <p>患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底する。</p>	<p>3 患者サービスの向上</p> <p>（１）患者中心の医療の提供</p> <p>患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底する。</p>
<p>（２）快適性の向上</p> <p>院内環境の改善や待ち時間の短縮に取り組むこと。</p>	<p>（２）快適性の向上</p> <p>院内環境の改善や待ち時間の短縮に取り組むこと。</p>

中期目標（前回）	中期目標（修正）
<p>(3) 相談窓口の充実</p> <p>地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口の更なる充実を図ること。</p>	<p>(3) 相談窓口の充実</p> <p>地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口の更なる充実を図ること。</p>
<p>(4) 職員の接遇向上</p> <p>全職員が接遇の重要性を認識して、接遇の向上に努めること。</p>	<p>(4) 職員の接遇向上</p> <p>全職員が接遇の重要性を認識して、接遇の向上に努めること。</p>
<p>※P7「5政策医療等の推進（2）地域住民への医療情報の提供」から移動</p>	<p>(5) 地域住民への医療情報の提供</p> <p>医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。</p>
<p>4 法令順守と情報公開</p> <p>医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。</p> <p>また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。</p>	<p>4 法令順守と情報公開</p> <p>医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。</p> <p>また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。</p>



中期目標（前回）	中期目標（修正）
<p>5 政策医療等の推進</p> <p>(1) 災害時等における医療協力</p> <p>災害時には、その中心的医療施設としての役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、町長の求めに応じ、町、関係機関及び関係団体と連携して迅速かつ適正な対応を取ること。</p>	<p><u>※P3「1 医療サービスの（5）災害時等における医療協力へ移動</u></p>
<p>(2) 地域住民への医療情報の提供</p> <p>医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健・医療・福祉情報の発信及び健康普及啓発を推進すること。</p>	<p><u>※P6「3 患者サービスの向上（5）地域住民への医療情報の提供」へ移動</u></p>
<p>(3) 町との連携</p> <p>地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して住民健診（特定健診・がん検診等）や予防接種等を継続して実施し、予防医療に取り組むこと。また、地域ケア会議など地域包括支援センターとの連携を図るとともに、介護予防事業にも取り組むこと。</p>	<p><u>※P3「1 医療サービスの（6）予防医療の取り組み」へ移動</u></p> <p><u>※P4「1 医療サービスの（7）地域包括ケアの推進」へ移動</u></p>

中期目標（前回）	中期目標（修正）
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 法人運営管理体制の確立</p> <p>法人の運営が適切に行われるよう、理事会等の意思決定機関を整備すると共に、権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を構築すること。</p> <p>また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を整備すること。</p>	
<p>2 業務運営の改善と効率化</p> <p>(1) 人事考課制度の導入</p> <p>職員の能力・業績を適格に評価し、人材の育成やモチベーションの向上につながる制度の構築を図るため、人事考課制度を導入すること。</p>	
<p>(2) 予算の弾力化</p> <p>地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。</p>	

中期目標（前回）	中期目標（修正）
<p>（３）適切かつ弾力的な人員配置</p> <p>高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切かつ弾力的に配置すること。</p> <p>また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。</p> <p>さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。</p>	
<p>（４）研修制度の確立</p> <p>職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。</p>	
<p>第４ 財政内容の改善に関する事項</p> <p>１ 持続可能な経営基盤の確立</p> <p>（１）健全な経営の維持</p> <p>自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率</p>	

中期目標（前回）	中期目標（修正）
<p>的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。</p>	
<p>（２）収入の確保</p> <p>診療報酬の改定や法改正等に的確に対処し、収益を確保するとともに、未収金の発生防止策や適正な回収に努めること。</p> <p>また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上により適切な収入の増加を図ること。</p>	
<p>（３）支出の節減</p> <p>医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。</p>	
<p>第５ その他業務運営に関する重要事項</p> <p>１ 新病院に向けた取り組み</p> <p>平成30年5月の開院を目指し「町立芦屋中央病院 新病院基本計画」に基づき、確実に事業を進めていくこと。</p>	

中期目標（前回）	中期目標（修正）
<p data-bbox="188 268 663 296">2 国民健康保険直営診療施設の役割</p> <p data-bbox="143 331 1102 408">国民健康保険直営診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与すること。</p>	

地方独立行政法人芦屋中央病院 中期目標（修正案）・中期計画（修正案） 比較表

中期目標（修正）	中期計画（修正）
<p>町立芦屋中央病院は、昭和 51 年の開設以来、芦屋町をはじめとした遠賀郡他 3 町（遠賀町、水巻町、岡垣町）、北九州市若松区、八幡西区などの地域に根ざした医療の充実を目指し、地域住民の健康・福祉の増進に大きく貢献し、公立病院としての役割を果たしてきた。</p> <p>平成 12 年には病棟を改修し、一般病床 97 床、療養病床 40 床の合計 137 床を備え、多様化する医療ニーズに応えるべく診療科の増設、医療機器の充実を図り、質の高い地域医療の確保に努めている。</p> <p>平成 18 年には自治体立病院優良病院表彰、平成 19 年には自治体立病院優良病院総務大臣賞を受賞するなど、健全な経営を行ってきたが、近年の高齢化の進展に伴う医療費抑制を目的とした診療報酬改定や医療法改正、医師をはじめとした医療職不足など、医療を取り巻く環境が厳しくなることが予想される。</p> <p>このような厳しい環境に対応するため、病院の権限による医療職員の確保及び環境整備や機動的かつ柔軟な意思決定による経営改善が期待できる地方独立行政法人へ移行することとし、地域医療の中心的病院としての役割を実現するため、地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）を設立することとした。</p> <p>地方独立行政法人化後は、新たな経営手法により安定した経営基盤を構築し、地域住民のために医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供する地域医療の中心的病院として、これまで以上に良質で安全な医療を提供し、地域住民に信頼され医療職から選ばれる病院になることを期待</p>	<p>地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人芦屋中央病院中期目標（以下「中期目標」という。）で示されたとおり、町内唯一の入院機能を有する病院として地域医療の中心的役割を担い、その機能を発揮するため、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応した病院運営を心掛け、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供することを目指す。</p> <p>また、平成 30 年に移転建て替えが予定されており、その新病院の基本計画の中に示されている下記の病院理念・基本方針を踏まえ、ここに、芦屋町長から示された中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。</p> <p>○病院理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民に信頼される病院 ・地域医療機関に信頼される病院 ・職員に信頼される病院 <p>○基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療をとおして地域住民の健康の維持と増進に努め、地域の発展に貢献します。 ・地域の医療水準の向上に努め、質の高い医療を提供します。 ・地域住民の医療・介護・保健・福祉に貢献します。 ・地域の医療機関、保健福祉施設などの各関係機関と連携を深め、がん

中期目標（修正）	中期計画（修正）
<p>する。</p> <p>ここに、法人が達成すべき業務運営に関する中期目標を次のとおり定める。</p>	<p>治療および終末期医療の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等のがん治療病院と連携を深め、がん治療および終末期医療の充実を図ります。 ・医療安全と感染対策に取り組み、安全・安心な医療を提供します。 ・患者の権利と尊厳を尊重し、個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを守ります。 ・働きやすい職場環境づくりに努め、職員の教育・研修を充実します。 ・上記、8項目を実現し継続していくため、健全な病院経営を行います。
<p>第1 中期目標の期間</p> <p>平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。</p>	<p>第1 中期計画の期間</p> <p>平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。</p>
<p>第2 住民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 医療サービス</p> <p>(1) 地域医療の維持及び向上</p> <p>保有する一般および療養病床を維持し、芦屋町唯一の入院機能を有する医療機関として専門的な医療を提供すること。また、高齢者医療に必要な幅広い診療科の存続及び強化とともに終末期医療の充実を図り、地域医療における中心的な役割を担うこと。</p>	<p>第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 医療サービス</p> <p>(1) 地域医療の維持及び向上</p> <p>町内唯一の入院機能を有する医療機関として、地域住民の幅広い医療ニーズに対応するため、現在の一般病床と療養病床を堅持しつつ、地域医療における中心的な役割を果たす。</p> <p>地域医療に必要な診療科を確保するとともに、消化器科など専門性が高く当院の強みである領域については、地域完結を目指し更なる高度な医療を提供する。</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
	<p>芦屋町やその周辺地域では高齢化が進んでいるが、高齢者は複数の疾患を抱える傾向が強いことから、現在保有している診療科については、今後も常勤医師及び非常勤医師の活用を含め維持していく。現在休診している耳鼻咽喉科の診療再開と、新病院では皮膚科の新設を目指すとともに、診療科名は専門性がわかりやすい名称に細分化する。</p> <p>増加するがん患者に対する診療の幅の拡大及びがん治療など終末期医療のニーズの多様化に対応して、高度急性期医療との機能分化を図り、当院は高度急性期治療後の患者への治療を担う。また、新病院での外来化学療法の充実や緩和ケア機能の整備に向けた情報収集や人材育成を行う。</p>
<p>（２）在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供</p> <p>地域ニーズに応じた在宅医療及び介護の中心的な役割を担う病院として、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所を充実・強化し、総合的なサービスを提供すること。</p>	<p>（２）在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供</p> <p>超高齢化社会の到来に向けて国が示している地域包括ケアシステムの中で、地域医療における分野については、地域医療連携及び介護サービスに関わる各関係機関との連携の深化に積極的に努める。</p> <p>地域医療の中心的病院としての位置づけを担うため、地域の在宅療養支援診療所との連携を図り、24時間体制で訪問診療・訪問看護などを行う在宅療養支援病院を目指す。</p> <p>病院の附帯事業として医療と連携した総合的かつ質の高い医療管理が可能な下記の在宅支援サービスを継続して提供するとともに、職員を増員し体制の強化を図る。</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
	<p>① 訪問看護ステーション 医療が必要な高齢者が、住み慣れた地域社会や自宅で療養できるよう、主治医の指示のもと 24 時間体制で看護ケアを提供する。 また、外部研修等へ参加し、最新の技術・情報を入手し看護に活用する。</p> <p>② 訪問リハビリテーション 通院が困難な利用者に対し、医師の指示に基づいて、自宅に理学療法士や作業療法士が訪問してリハビリテーションを行い、日常生活の自立を支援する。</p> <p>③ 居宅介護支援事業所 介護保険を利用する介護の必要な方や家族の要望を尊重し、心身の状態や家族の状況を考慮した上で、利用者の状態に合った適切なサービスが利用できるよう効果的な支援を行う。</p> <p>* 指標：訪問看護利用者数・回数、職員数 訪問リハビリ利用件数、 居宅支援サービス利用者数、職員数</p>
<p>(3) 地域医療連携の推進</p> <p>近隣の大学病院等の基幹病院との連携による後方支援機能の充実や、地域の病院・診療所及び介護施設等との連携を強化し、地域で</p>	<p>(3) 地域医療連携の推進</p> <p>近隣の大学病院等の基幹病院との連携を図り、高度急性期医療を終えた地域の患者をスムーズに受け入れ、後方支援病院としての役</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
<p>一体的かつ切れ目のない医療提供体制を構築すること。</p>	<p>割を果たす。</p> <p>地域医療の窓口として、地域の診療所や福祉介護施設等と連携を密にして、外来診療、入院及び退院調整・支援に至るまで切れ目のない医療連携体制を構築し、紹介患者のスムーズな受け入れができるよう取り組む。</p> <p>＊ 指標：紹介率、介護施設からの受け入れ件数、地域医療連携会回数・参加数</p>
<p>（４）救急医療の取り組み</p> <p>芦屋町における唯一の病院であり、地域住民からの救急医療の要望が高いことから、救急医療体制を充実させること。対応が難しい患者については、近隣の高次救急病院との連携を図り、迅速かつ適切な対応を行うこと。</p>	<p>（４）救急医療の取り組み</p> <p>地域住民への救急医療に対応するため、救急告示病院としての役割を果たし、地域の救急医療に貢献する。また、救急隊と連携し、スムーズな救急患者の受け入れ体制の構築に努めるが、当院で対応が困難な状態の患者については、近隣の高次救急病院との連携を密にし、迅速かつ適切な対応を行う。</p>
<p>（５）災害時等における医療協力</p> <p>災害時には、町の地域災害拠点病院としての役割を果たすとともに、感染症等公衆衛生上重大な健康被害が発生し、又は発生しようとしている場合には、町長の求めに応じ、町、関係機関及び関係団体と連携して迅速かつ適正な対応を取ること。</p>	<p>（５）災害時等における医療協力</p> <p>災害や公衆衛生上重大な健康被害が発生又は発生しようとしている場合には、町長の求めに応じ、町、関係機関及び関係団体と連携して迅速かつ適切に対応するとともに、自らの判断で医療救護活動を行う。</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
<p>(6) 予防医療の取り組み</p> <p>地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して住民健診（特定健診・がん検診等）や予防接種等を継続して実施し、予防医療に取り組むこと。</p>	<p>(6) 予防医療の取り組み</p> <p>地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して、特定健診、胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん検診及び骨密度検査を実施する。また、職員健診、企業健診、協会けんぽ、自衛隊の健診等の拡大を図るとともに、予防接種等を継続し、予防医療に取り組む。</p> <p>※指標：特定健診件数・各種がん検診件数・骨密度検査件数</p>
<p>(7) 地域包括ケアの推進</p> <p>高齢化社会に対応して、地域包括ケアシステムの構築の中で、町と協働して介護予防事業に取り組むこと。</p>	<p>(7) 地域包括ケアの推進</p> <p>地域ケア会議など地域包括支援センターとの連携を図るとともに、地域において高齢者を支援するため、町内唯一の入院施設を有する病院として、医療及び介護サービスにおいて切れ目のない一体的な取り組みを行う。</p> <p>また、高齢者の健康推進事業である「いきいき筋力アップ教室」など町と協働して介護予防事業にも取り組む。</p>
<p>2 医療の質の向上</p> <p>(1) 医療職の確保</p> <p>医療サービスの維持・向上を図るため、待遇改善や職場環境の見直しによって、常勤医師の確保に努めること。</p> <p>看護職員及びコメディカル職員についても、教育体制の充実や職場環境の整備を図り、人材確保及び育成に取り組むこと。</p>	<p>2 医療の質の向上</p> <p>(1) 医療職の確保</p> <p>医師については、良質な医療を提供し地域医療水準の維持・向上を図るため、大学医局との密な連携を図るとともに、待遇の改善や必要に応じた諸手当を導入する。現在、非常勤医師による診療が行われている呼吸器科・循環器科・糖尿病（内科）・整形外科・眼科、</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
	<p>休診している耳鼻咽喉科については、常勤医師の確保に努める。</p> <p>また、医師事務作業補助体制を強化し、診療以外の業務負担を軽減することによって、診療に集中できる職場環境を整備する。</p> <p>看護職員及びコメディカル職員については、患者やその家族に信頼される医療サービスを提供するため、教育体制の充実によるスキル向上に努めるとともに、認定看護師をはじめとする病院経営に関わるその他資格を有する職員の処遇改善や資格取得費用の助成によって、モチベーションを高める体制を整備する。また、働きやすい職場環境を整備することによって、優秀な人材の流出を防止する。</p> <p>* 指標：常勤医師数、看護師数</p>
<p>（２）医療安全対策の徹底</p> <p>医療安全に係る情報の収集・分析を行い、医療安全対策の充実を図ること。また、全職員が医療安全に対する知識の向上に努め、適切に行動すること。</p>	<p>（２）医療安全対策の徹底</p> <p>患者の医療や病院に勤務する職員の安全確保のため、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、院内の指針に基づいて医療安全対策の徹底に努める。</p> <p>① 医療安全管理の充実</p> <p>医療安全管理委員会による医療事故及びヒヤリハット事例の収集・分析を行い、発生原因・再発防止策を検討し、職員に周知徹底する。また、院内での研修会・報告会、外部講師を招聘しての講習会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて、安全意識と知識の向上を図る。</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
	<p>② 院内感染防止対策の充実</p> <p>感染制御委員会及び感染対策チームを中心とし、院内感染対策を確立する。また、院内研修会や外部講師を招聘した講習会等を計画的に実施し、外部の学会や研修会等への参加により情報収集を行い、職員に周知徹底する。さらに、院内ラウンド及び外部団体（KRICT：北九州地域感染制御チーム）によるラウンドを適宜実施し、院内感染の予防に努める。</p> <p>＊ 指標：院内医療安全研修会回数・参加数、院外研修回数・参加数 院内感染研修会回数・参加数、院外研修回数・参加数、ラウンド回数</p>
<p>（3）施設の維持</p> <p>老朽化が進む施設については、必要な整備を計画的かつ適正に実施し、新病院へ移転する間の安全な施設維持に努めること。</p>	<p>（3）施設の維持</p> <p>昭和51年10月に開院した当院建物は、耐用年数を過ぎた設備が多く、老朽化が進んでいる。地域住民に安全で安心な医療を提供するため、必要な整備を把握して計画的に改修等を実施し、新病院へ移転する間の安全な施設維持を行う。</p>
<p>（4）計画的な医療機器の整備</p> <p>地域住民のニーズにあった良質な医療が提供できるよう、医療機器を計画的に整備するとともに、必要に応じて順次更新を行うこと。</p>	<p>（4）計画的な医療機器の整備</p> <p>老朽化した医療機器は計画的に整備・更新し、診療に有効な医療機器を適宜導入することにより、医師をはじめとする医療職のモチ</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
	<p>バージョンを高めるとともに、提供する医療の質の維持・向上を図る。</p> <p>現在未導入のMRIについては、現施設では整備が必要なため、新病院での導入に向けて準備を行う。</p>
<p>3 患者サービスの向上</p> <p>（1）患者中心の医療の提供</p> <p>患者の権利を尊重し、インフォームド・コンセント（患者やその家族が自ら受ける治療の内容に納得し、自分に合った治療法を選択できるような説明を受けたうえでの同意をいう。）を徹底する。</p>	<p>3 患者サービスの向上</p> <p>（1）患者中心の医療の提供</p> <p>患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方法を選択できるように、事前説明を徹底する。</p> <p>他の医療機関の患者やその家族から、病状や治療方法について、その主治医以外の医師の助言等を求められた場合に適切に対応できる相談支援体制を強化する。</p> <p>また、医師をはじめとする専門的な知識・技術を有する複数の医療従事者が、診療科や職種を超えて患者情報を共有し、連携・協働して患者中心の医療を推進するため、褥瘡チーム、栄養サポートチーム、感染症対策チーム、医療安全管理チームなどチーム医療の推進に努める。</p>
<p>（2）快適性の向上</p> <p>院内環境の改善や待ち時間の短縮に取り組むこと。</p>	<p>（2）快適性の向上</p> <p>患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、病室、待合スペースなどの院内環境の整備を行い、必要に応じて改善策を講じる。</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
	<p>特に外来の診療待ち時間については、医療システムの更新の際にオーダーリングシステムの導入などIT化を進めることによって、待ち時間の短縮に努める。また、患者満足度調査を実施するなど、患者ニーズを把握し改善することで、患者サービスの向上に反映させる。</p>
<p>（３）相談窓口の充実</p> <p>地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口の更なる充実を図ること。</p>	<p>（３）相談窓口の充実</p> <p>地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口に人員を適切に配置し、患者やその家族からの疾病や治療に関する相談をはじめ、医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など各種相談に適切に対応できる体制を強化する。</p> <p>* 指標：相談件数、人員数</p>
<p>（４）職員の接遇向上</p> <p>全職員が接遇の重要性を認識して、接遇の向上に努めること。</p>	<p>（４）職員の接遇向上</p> <p>全職員対象と職種ごとの接遇研修等を計画的に実施し、患者やその家族の立場に立った誠意ある応対の実践により、病院全体で接遇の向上に努める。</p> <p>* 指標：院内接遇研修回数・参加人数</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
<p>(5) 地域住民への医療情報の提供</p> <p>医療・介護に関する専門分野の知識や蓄積された情報を活用して、地域住民を対象とした講座への講師派遣及び広報誌やホームページでの情報提供等、保健医療情報の発信及び普及啓発を推進すること。</p>	<p>(5) 地域住民への医療情報の提供</p> <p>町が主催する健康講座や公民館講座、芦屋塾等に講師を派遣し、自治区や各種団体への公開講座等も実施する。また、広報誌の発行やホームページ等により医療情報を発信し、地域住民への普及啓発活動を行う。</p>
<p>4 法令順守と情報公開</p> <p>医療法をはじめとする関係法令を遵守し、自治体病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、実践することにより、適正な業務運営を行うこと。</p> <p>また、診療録（カルテ）等の個人情報の保護並びに患者及びその家族への情報開示を適切に行うこと。</p>	<p>4 法令順守と情報公開</p> <p>自治体病院に相応しい倫理観を持ち、法令等を遵守することはもとより、院内規程を定め医療倫理及び行動規範を確立する。</p> <p>診療録等の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されないよう保護管理するとともに、院内規程を定め、患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 法人運営管理体制の確立</p> <p>法人の運営が適切に行われるよう、理事会等の意思決定機関を整備すると共に、権限委譲と責任の所在を明確化した効率的かつ効果的な運営管理体制を構築すること。</p> <p>また、中期目標、中期計画及び年度計画に掲げる組織目標を着実に達成できる体制を整備すること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するため取るべき措置</p> <p>1 法人運営管理体制の確立</p> <p>法人の運営については、医療環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、理事長、副理事長及び理事で構成する理事会等法人組織の体制を整備する。</p> <p>また、法人の諸規程を整備し、権限と責任に基づいた弾力的な運営のもと、効率的かつ効果的な運営管理体制を確立する。</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
	<p>さらに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告及び各診療科・部門の月報を収集・分析を行い、計画の進捗状況を把握し、対策を講じる等、継続的な改善への取組みを行う業務運営を実施する。</p>
<p>2 業務運営の改善と効率化</p> <p>（1）人事考課制度の導入</p> <p>職員の能力・業績を適格に評価し、人材の育成やモチベーションの向上につながる制度の構築を図るため、人事考課制度を導入すること。</p>	<p>2 業務運営の改善と効率化</p> <p>（1）人事考課制度の導入</p> <p>現在の給与制度を見直し、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇任・昇格及び給与に反映させることができる新たな制度を導入する。</p> <p>法人で働く職員の法人運営への参画意識の醸成を図るため、法人の業績と連動して賞与制度や個人の評価が給与及び研修機会の付与等の非金銭的報酬に反映されることにより、職員のモチベーションを高めことができる制度を導入する。</p> <p>職員に求められる能力・役割を明確にし、その行動評価を具体的、客観的に行うとともに、育成面談の実施、自己の振り返りの機会を設ける等、期待する人材を育てることを目的とした人事考課制度を構築する。</p> <p>管理職については、目標設定を義務付け目標評価も実施する。</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
<p data-bbox="197 268 439 300">（２）予算の弾力化</p> <p data-bbox="143 331 1093 459">地方独立行政法人制度の特徴である、中期目標及び中期計画の枠の中で、予算科目や年度間で弾力的に運用できる会計制度を活用した予算執行を行うことにより、効率的、効果的かつ迅速な事業運営に努めること。</p>	<p data-bbox="1189 268 1431 300">（２）予算の弾力化</p> <p data-bbox="1238 331 2080 459">中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を整備・活用し、医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する。</p> <p data-bbox="1238 491 2080 571">また、契約においては、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を用いることにより、効率的かつ効果的な事業運営に努める。</p>
<p data-bbox="197 667 607 699">（３）適切かつ弾力的な人員配置</p> <p data-bbox="143 730 1104 810">高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、医療ニーズに沿った職員を適切かつ弾力的に配置すること。</p> <p data-bbox="143 842 1104 970">また、必要に応じて常勤以外の雇用形態を取り入れることなどにより、多様な専門職の活用を図り、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努めること。</p> <p data-bbox="143 1002 1104 1082">さらに、事務部門については、法人職員の採用や研修の充実等により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図ること。</p>	<p data-bbox="1189 667 1599 699">（３）適切かつ弾力的な人員配置</p> <p data-bbox="1238 730 2080 906">高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を適切かつ弾力的に配置する。</p> <p data-bbox="1238 938 2080 1114">医療職員の確保については、随時採用の実施や必要に応じて常勤以外の多様な雇用形態を取り入れる。また、適材適所による人材の有効活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。</p> <p data-bbox="1238 1145 2080 1321">さらに、事務部門の職員については専門性の高い法人職員の採用、中長期的な育成や研修制度の充実により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図るとともに運営管理体制を強化する。</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
<p data-bbox="197 268 465 300">（４）研修制度の確立</p> <p data-bbox="143 331 1093 459">職務や職責に応じた能力の向上及び各部門における各種専門資格の取得による専門性・医療技術の向上を図るため、研修制度を整備し、計画的に研修を行うこと。</p>	<p data-bbox="1189 268 1458 300">（４）研修制度の確立</p> <p data-bbox="1238 331 2085 603">専門医、認定医、専門看護師及び認定看護師等の資格取得の促進や薬剤師をはじめとするコメディカル職員の専門性の向上に向けた研修については、指導的立場にある職員による院内研修会や各種団体が主催する専門性の高い学会などに参加、院内へ専門の講師を招聘することで充実を図るなど、職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性をもって実施する。</p> <p data-bbox="1238 635 2085 762">また、資格取得のための外部研修については、旅費支給や支援制度の確立、研修期間中の待遇措置等、資格取得のための制度や環境を整備する。</p>
<p data-bbox="181 863 633 895">第４ 財政内容の改善に関する事項</p> <p data-bbox="188 927 577 959">１ 持続可能な経営基盤の確立</p> <p data-bbox="197 991 495 1023">（１）健全な経営の維持</p> <p data-bbox="143 1054 1081 1134">自治体病院としての使命を継続的に果たしていくため、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うことで、健全経営を維持し継続すること。</p>	<p data-bbox="1173 863 1626 895">第４ 財政内容の改善に関する事項</p> <p data-bbox="1180 927 1570 959">１ 持続可能な経営基盤の確立</p> <p data-bbox="1189 991 1487 1023">（１）健全な経営の維持</p> <p data-bbox="1238 1054 2085 1182">政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充て、かつ資金が一定の水準に維持されるように健全経営を維持し継続する。</p> <p data-bbox="1238 1214 2085 1294">効率的な経営を行っても不採算になることが想定される政策的医療に関する運営費負担金については、町と個別に協議を行う。</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
<p data-bbox="197 268 412 296">（２）収入の確保</p> <p data-bbox="141 331 1104 408">診療報酬の改定や法改正等に的確に対処し、収益を確保するとともに、未収金の発生防止策や適正な回収に努めること。</p> <p data-bbox="141 443 1104 520">また、地域の患者ニーズに沿った医療サービスの提供及び効果的な病床管理による病床利用率の向上により適切な収入の増加を図ること。</p>	<p data-bbox="1189 268 1404 296">（２）収入の確保</p> <p data-bbox="1238 331 2083 456">診療報酬改定への適切な対応と、地域の医療機関との連携を密にし、スムーズな患者の受け入れ体制を確立することで、入院及び外来の単価上昇並びに患者数の増加に努める。</p> <p data-bbox="1238 475 2083 647">また、地域の在宅療養支援診療所との連携の強化、24時間体制での訪問診療・訪問看護の実施、利用者及び利用者家族との密な連携により、入院から在宅復帰への支援、在宅からスムーズな入院への道筋を確立することで利用者の増加に努める。</p> <p data-bbox="1238 667 2083 791">引き続き請求漏れや査定減を防止するとともに、未収金発生の防止や未収金が発生した場合の原因分析の徹底と対策、未収金回収の強化に取り組む。</p>
<p data-bbox="197 879 412 908">（３）支出の節減</p> <p data-bbox="141 943 1104 1067">医薬品及び診療材料費、医療機器等の購入方法の見直しや、複数年契約など、効率的・効果的な事業運営に努め、引き続き費用の節減・合理化に取り組むこと。</p>	<p data-bbox="1189 879 1404 908">（３）支出の節減</p> <p data-bbox="1238 943 2083 1163">医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、ジェネリック医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約等の導入などにより、費用の削減を図る。</p> <p data-bbox="1167 1230 1899 1355">* 指標：一般病床平均入院患者数・単価・平均在院日数、療養病床平均入院患者数・単価、平均外来患者数・単価、</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
	医業収支比率、経常収支比率、職員給与費比率、材料費比率
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 新病院に向けた取り組み</p> <p>平成30年5月の開院を目指し「町立芦屋中央病院 新病院基本計画」に基づき、確実に事業を進めていくこと。</p>	<p>第10 その他芦屋町の規則で定める業務運営等に関する事項</p> <p>3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項</p> <p>(1) 新病院に向けた取り組み</p> <p>平成30年5月の開院を目指し「町立芦屋中央病院 新病院基本計画」に基づき、新病院の役割や機能、施設の仕様などをより具体的に検討し、確実に事業を進める。その中で、新病院で新たに取る主なものについては、次のとおりである。</p> <p>① MRIの導入 新たにMRIを導入する。</p> <p>② 院外処方への移行 国が進める医薬分業の制度に伴い、院外処方へ移行する。</p> <p>③ 外来化学療法の実施 施設及び体制を整え、外来化学療法を実施する。</p> <p>④ 皮膚科の新設 超高齢化社会の到来に伴い、高齢者における皮膚科の需要が高いため、必要とする皮膚科の新設を目指す。</p> <p>⑤ 診療科名の細分化 専門性がわかりやすいよう、診療科名の標記を細分化する。</p>

中期目標（修正）	中期計画（修正）
<p data-bbox="188 268 660 296">2 国民健康保険直営診療施設の役割</p> <p data-bbox="143 331 1102 408">国民健康保険直営診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与すること。</p>	<p data-bbox="1189 268 1704 296">（2） 国民健康保険直営診療施設の役割</p> <p data-bbox="1184 331 2092 408">国民健康保険直営診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与する。</p> <p data-bbox="1184 443 2092 520">国民健康保険被保険者に対し、医療の提供はもとより、特定健診及びがん検診等を実施し、予防医療に努める。</p> <p data-bbox="1184 555 2092 679">また、医療相談窓口や当院が保有する訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所の充実を図り、地域医療の中心となるべく国民健康保険直営診療施設としての役割を果たす。</p>

地方独立行政法人芦屋中央病院 中期計画（案）

前文

地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人芦屋中央病院中期目標（以下「中期目標」という。）で示されたとおり、町内唯一の入院機能を有する病院として地域医療の中心的役割を担い、その機能を発揮するため、医療を取り巻く環境の変化に迅速かつ柔軟に対応した病院運営を心掛け、医療・介護・保健・福祉のサービスを一体的かつ体系的に提供することを目指す。

また、平成30年に移転建て替えが予定されており、その新病院基本計画の中に示されている下記の病院理念と基本方針を踏まえ、ここに、芦屋町長から示された中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。

○病院理念

- ・地域住民に信頼される病院
- ・地域医療機関に信頼される病院
- ・職員に信頼される病院

○基本方針

- 1 医療をとおして地域住民の健康の維持と増進に努め、地域の発展に貢献します。
- 2 地域の医療水準の向上に努め、質の高い医療を提供します。
- 3 地域住民の医療・介護・保健・福祉に貢献します。
- 4 地域の医療機関、保健福祉施設などの各関係機関と連携を深め、在宅医療の支援を強化します。
- 5 大学等のがん治療病院と連携を深め、がん治療および終末期医療の充実を図ります。
- 6 医療安全と感染対策に取り組み、安全・安心な医療を提供します。
- 7 患者の権利と尊厳を尊重し、個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを守ります。
- 8 働きやすい職場環境づくりに努め、職員の教育・研修を充実します。
- 9 上記、8項目を実現し継続していくため、健全な病院経営を行います。

第1 中期計画の期間

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 医療サービス

(1) 地域医療の維持及び向上

町内唯一の入院機能を有する医療機関として、地域住民の幅広い医療ニーズに対応するため、現在の一般病床と療養病床を堅持しつつ、地域医療における中心的な役割を果たす。

地域医療に必要な診療科を確保するとともに、消化器科など専門性が高く当院の強みである領域については、地域完結を目指し更なる高度な医療を提供する。

芦屋町やその周辺地域では高齢化が進んでいるが、高齢者は複数の疾患を抱える傾向が強いことから、現在保有している診療科については、今後も常勤医師及び非常勤医師の活用を含め維持していく。現在休診している耳鼻咽喉科の診療再開と、新病院では皮膚科の新設を目指すとともに、診療科名は専門性がわかりやすい名称に細分化する。

増加するがん患者に対する診療の幅の拡大及びがん治療など終末期医療のニーズの多様化に対応して、高度急性期医療との機能分化を図り、当院は高度急性期治療後の患者への治療を担う。また、新病院での外来化学療法の実施や緩和ケア機能の整備に向けた情報収集や人材育成を行う。

(2) 在宅医療及び介護までの総合的なサービスの提供

超高齢化社会の到来に向けて国が示している地域包括ケアシステムの中で、地域医療における分野については、地域医療連携及び介護サービスに関わる各関係機関との連携の深化に積極的に努める。

地域医療の中心的病院としての位置づけを担うため、地域の在宅療養支援診療所との連携を図り、24時間体制で訪問診療・訪問看護などを行う在宅療養支援病院を目指す。

病院の附帯事業として医療と連携した総合的かつ質の高い医療管理が可能な下記の在宅支援サービスを継続して提供するとともに、職員を増員し体制の強化を図る。

① 訪問看護ステーション

医療が必要な高齢者が、住み慣れた地域社会や自宅で療養できるよう、主治医の指示のもと24時間体制で看護ケアを提供する。

また、外部研修等へ参加し、最新の技術・情報を入手し看護に活用する。

② 訪問リハビリテーション

通院が困難な利用者に対し、医師の指示に基づいて、自宅に理学療法士や作業療法士が訪問してリハビリテーションを行い、日常生活の自立を支援する。

③ 居宅介護支援事業所

介護保険を利用する介護の必要な方や家族の要望を尊重し、心身の状態や家族の状況を考慮した上で、利用者の状態に合った適切なサービスが利用できるよう効果的な支援を行う。

指 標	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
訪問看護利用者数	551 人	
訪問看護利用回数	2,652 回	
訪問看護職員数	3 人	
訪問リハビリ利用件数、	1,091 回	
居宅支援サービス利用者数	1,295 人	
居宅支援サービス職員数	3 人	

(3) 地域医療連携の推進

近隣の大学病院等の基幹病院との連携を図り、高度急性期医療を終えた地域の患者をスムーズに受け入れ、後方支援病院としての役割を果たす。

地域医療の窓口として、地域の診療所や福祉介護施設等と連携を密にして、外来診療、入院及び退院調整・支援に至るまで切れ目のない医療連携体制を構築し、紹介患者のスムーズな受け入れができるよう取り組む。

指 標	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
紹介率	13.4%	
介護施設からの受け入れ件数	100 件	
地域医療連携会回数	7 回	
地域医療連携会参加数	14 人	

(4) 救急医療の取り組み

地域住民への救急医療に対応するため、救急告示病院としての役割を果たし地域の救急医療に貢献する。また、救急隊と連携し、スムーズな救急患者の受け入れ体制の構築に努めるが、当院で対応が困難な状態の患者に

については、近隣の高次救急病院との連携を密にし、迅速かつ適切な対応を行う。

(5) 災害時等における医療協力

災害や公衆衛生上重大な健康被害が発生又は発生しようとしている場合には、町長の求めに応じ、町、関係機関及び関係団体と連携して迅速かつ適切に対応するとともに、自らの判断で医療救護活動を行う。

(6) 予防医療の取り組み

地域住民の健康維持・増進を図るため、町と連携・協力して、特定健診、胃がん・大腸がん・肺がん・前立腺がん・乳がん検診及び骨密度検査を実施する。また、職員健診、企業健診、協会けんぽ、自衛隊の健診等の拡大を図るとともに、予防接種等を継続し、予防医療に取り組む。

指 標	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
特定健診件数	599 件	
胃がん検診件数	453 件	
大腸がん検診件数	550 件	
肺がん検診件数	768 件	
前立腺がん検診件数	185 件	
乳がん検診件数	310 件	
骨密度検査件数	124 件	

(7) 地域包括ケアの推進

地域ケア会議など地域包括支援センターとの連携を図るとともに、地域において高齢者を支援するため、町内唯一の入院施設を有する病院として、医療及び介護サービスにおいて切れ目のない一体的な取り組みを行う。

また、高齢者の健康推進事業である「いきいき筋力アップ教室」など町と協働して介護予防事業にも取り組む。

2 医療の質の向上

(1) 医療職の確保

医師については、良質な医療を提供し地域医療水準の維持・向上を図るため、大学医局との密な連携を図るとともに、待遇の改善や必要に応じた諸手当を導入する。現在、非常勤医師による診療が行われている呼吸器科・循環器科・糖尿病（内科）・整形外科・眼科、休診している耳鼻咽喉科については、常勤医師の確保に努める。

また、医師事務作業補助体制を強化し、診療以外の業務負担を軽減することによって、診療に集中できる職場環境を整備する。

看護職員及びコメディカル職員については、患者やその家族に信頼される医療サービスを提供するため、教育体制の充実によるスキル向上に努めるとともに、認定看護師をはじめとする病院経営に関わるその他資格を有する職員の処遇改善や資格取得費用の助成によって、モチベーションを高める体制を整備する。また、働きやすい職場環境を整備することによって、優秀な人材の流出を防止する。

指 標	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
常勤医師数	12 人	
看護師数	59 人	

(2) 医療安全対策の徹底

患者の医療や病院に勤務する職員の安全確保のため、医療安全に関する情報の収集や分析を行い、院内の指針に基づいて医療安全対策の徹底に努める。

① 医療安全管理の充実

医療安全管理委員会による医療事故及びヒヤリハット事例の収集・分析を行い、発生原因・再発防止策を検討し、職員に周知徹底する。また、院内での研修会・報告会、外部講師を招聘しての講習会等を計画的に実施し、外部の研修会等にも積極的に参加することを通じて、安全意識と知識の向上を図る。

② 院内感染防止対策の充実

感染制御委員会及び感染対策チームを中心とし、院内感染対策を確立する。また、院内研修会や外部講師を招聘した講習会等を計画的に実施し、外部の学会や研修会等への参加により情報収集を行い、職員に周知徹底する。さらに、院内ラウンド及び外部団体（KRICT：北九州地域感染制御チーム）によるラウンドを適宜実施し、院内感染の予防に努める。

指 標	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
院内医療安全研修会回数	2 回	
院内医療安全研修会参加数	121 人	
院外研修回数	4 回	
院外研修参加数	5 人	
院内感染研修会回数	2 回	

院内感染研修会参加数	119 人	
院外研修回数	4 回	
院外研修参加数	16 人	
ラウンド回数	1 回	

(3) 施設の維持

昭和 51 年 10 月に開院した当院建物は、耐用年数を過ぎた設備が多く、老朽化が進んでいる。地域住民に安全で安心な医療を提供するため、必要な整備を把握して計画的に改修等を実施し、新病院へ移転する間の安全な施設維持を行う。

(4) 計画的な医療機器の整備

老朽化した医療機器は計画的に整備・更新し、診療に有効な医療機器を適宜導入することにより、医師をはじめとする医療職のモチベーションを高めるとともに、提供する医療の質の維持・向上を図る。

現在未導入のMRIについては、現施設では整備が必要なため、新病院での導入に向けて準備を行う。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

患者やその家族が治療内容を十分に理解し、納得した上で治療方法を選択できるように、事前説明を徹底する。

他の医療機関の患者やその家族から、病状や治療方法について、その主治医以外の医師の助言等を求められた場合に適切に対応できる相談支援体制を強化する。

また、医師をはじめとする専門的な知識・技術を有する複数の医療従事者が、診療科や職種を超えて患者情報を共有し、連携・協働して患者中心の医療を推進するため、褥瘡チーム、栄養サポートチーム、感染症対策チーム、医療安全管理チームなどチーム医療の推進に努める。

(2) 快適性の向上

患者やその家族などの病院利用者がより快適に過ごせるよう、病室、待合スペースなどの院内環境の整備を行い、必要に応じて改善策を講じる。

特に外来の診療待ち時間については、医療システムの更新の際にオーダーリングシステムの導入などIT化を進めることによって、待ち時間の短縮に努める。また、患者満足度調査を実施するなど、患者ニーズを把握し改善することで、患者サービスの向上に反映させる。

(3) 相談窓口の充実

地域住民から選ばれ、受診しやすい病院となるため、患者相談窓口に人員を適切に配置し、患者やその家族からの疾病や治療に関する相談をはじめ、医療費の負担等の生活上の問題、退院後の療養や介護支援など各種相談に適切に対応できる体制を強化する。

指 標	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
相談件数	1,396 件	
相談窓口人員数	4 人	

(4) 職員の接遇向上

全職員対象と職種ごとの接遇研修等を計画的に実施し、患者やその家族に立った誠意ある応対の実践により、病院全体で接遇の向上に努める。

指 標	平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
院内接遇研修回数	—	
院内接遇研修参加人数	—	

(5) 地域住民への医療情報の提供

町が主催する健康講座や公民館講座、あしや塾等に講師を派遣し、自治区や各種団体への公開講座等も実施する。また、広報誌の発行やホームページ等により医療情報を発信し、地域住民への普及啓発活動を行う。

4 法令遵守と情報公開

自治体病院に相応しい倫理観を持ち、法令等を遵守することはもとより、院内規程を定め医療倫理及び行動規範を確立する。

診療録等の個人情報については、個人情報保護法に基づき、適正な情報取得を行い、個人の権利利益が侵害されることがないように保護管理するとともに、院内規程を定め、患者及びその家族等への情報開示請求に対して適切に対応する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 法人運営管理体制の確立

法人の運営については、医療環境の変化に迅速かつ的確に対応するため、理事長、副理事長及び理事で構成する理事会等法人組織の体制を整備する。

また、法人の諸規程を整備し、権限と責任に基づいた弾力的な運営のもと、効率的かつ効果的な運営管理体制を確立する。

さらに、中期目標、中期計画及び年度計画の着実な達成に向けて、毎月の収支報告及び各診療科・部門の月報を収集・分析を行い、計画の進捗状況を把握し、対策を講じる等、継続的な改善への取組みを行う業務運営を実施する。

2 業務運営の改善と効率化

(1) 人事考課制度の導入

現在の給与制度を見直し、職員の成果や能力の客観的な評価に基づいて、昇任・昇格及び給与に反映させることができる新たな制度を導入する。

法人で働く職員の法人運営への参画意識の醸成を図るため、法人の業績と連動して賞与制度や個人の評価が給与及び研修機会の付与等の非金銭的報酬に反映されることにより、職員のモチベーションを高めことができる制度を導入する。

職員に求められる能力・役割を明確にし、その行動評価を具体的、客観的に行うとともに、育成面談の実施、自己の振り返りの機会を設ける等、期待する人材を育てることを目的とした人事考課制度を構築する。

(2) 予算の弾力化

中期計画の期間内で、予算科目や年度にとらわれず弾力的に運用できる会計制度を整備・活用し、医療環境の変化に迅速かつ柔軟に対応する。

また、契約においては、複数年契約や複合契約などの多様な契約手法を用いることにより、効率的かつ効果的な事業運営に努める。

(3) 適切かつ弾力的な人員配置

高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療を提供するため、地方独立行政法人化のメリットの一つである柔軟な人事管理制度を活用して、医師をはじめとする職員を適切かつ弾力的に配置する。

医療職員の確保については、随時採用の実施や必要に応じて常勤以外の多様な雇用形態を取り入れる。また、適材適所による人材の有効活用を図ることにより、効果的な医療の提供及び効率的な業務運営に努める。

さらに、事務部門の職員については専門性の高い法人職員の採用、中長期的な育成や研修制度の充実により、病院特有の事務に精通した職員を確保・育成し、職務能力の向上を図るとともに運営管理体制を強化する。

(4) 研修制度の確立

専門医、認定医、専門看護師及び認定看護師等の資格取得の促進や薬剤師をはじめとするコメディカル職員の専門性の向上に向けた研修については、指導的立場にある職員による院内研修会や各種団体が主催する専門性の高い学会などへの参加、院内へ専門の講師を招聘することで充実を図るなど、職務、職責に応じた実効性のある研修を計画性をもって実施する。

また、資格取得のための外部研修については、旅費支給や支援制度の確立、研修期間中の待遇措置等、資格取得のための制度や環境を整備する。

第4 財政内容の改善に関する事項

1 持続可能な経営基盤の確立

(1) 健全な経営の維持

政策的医療に係る経費以外の経常的な事業経費については、法人の事業経営に伴う収入をもって充て、かつ資金が一定の水準に維持されるように健全経営を維持し継続する。

(2) 収入の確保

診療報酬改定への適切な対応と、地域の医療機関との連携を密にし、スムーズな患者の受け入れ体制を確立することで、入院及び外来の単価上昇並びに患者数の増加に努める。

また、地域の在宅療養支援診療所との連携の強化、24時間体制での訪問診療・訪問看護の実施、利用者及び利用者家族との密な連携により、入院から在宅復帰への支援、在宅からスムーズな入院への道筋を確立することで利用者の増加に努める。

引き続き請求漏れや査定減を防止するとともに、未収金発生防止や未収金が発生した場合の原因分析の徹底と対策、未収金回収の強化に取り組む。

(3) 支出の節減

医薬品及び診療材料等については、調達にかかる費用削減のため徹底した価格交渉の実施、ジェネリック医薬品の使用拡大等を図る。医療機器の購入や委託契約等については、購入費用とランニングコストとの総合的評価の導入、業務内容の見直し、複数年契約の導入等により、費用の削減を図る。

指 標		平成 25 年度実績	平成 30 年度目標
入 院	一 般 病 床	平均入院患者数	
		平均入院単価	
		平均在院日数	
	病 療 床 養	平均入院患者数	
		平均入院単価	
外 来	平均外来患者数		
	平均外来単価		
医業収支比率			
経常収支比率			
職員給与費比率			
材料費比率			

第5 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画および資金計画

1 予算（平成27年度から平成30年度まで）

（単位：千円）

区 分		金 額
収 入		
	営業収益	
	医業収益	
	運営費負担金収益	
	補助金収益	
	寄付金収益	
	営業外収益	
	運営費負担金収益	
	その他営業外収益	
	資本収入	
	運営負担金	
	長期借入金	
	その他資本収入	
	その他の収入	
支 出		
	営業費用	
	医業費用	
	給与費	
	材料費	
	経費	
	資産減耗費	
	研究研修費	
	一般管理費	
	給与費	
	経費	
	営業外費用	
	資本支出	
	建設改良費	
	償還金	
	その他資本支出	
	その他の支出	
	計	

2 収支計画（平成 27 年度から平成 30 年度まで）

（単位：千円）

区 分	金 額
収益の部	
営業収益	
医業収益	
運営費負担金収益	
補助金収益	
資産見返負債戻入	
営業外収益	
運営費負担金収益	
その他営業外収益	
臨時利益	
費用の部	
営業費用	
医業費用	
給与費	
材料費	
経費	
資産減耗費	
研究研修費	
一般管理費	
営業外費用	
臨時損失	
純利益	
目的積立金取崩額	
総利益	

3 資金計画（平成 27 年度から平成 30 年度まで）

（単位：千円）

区 分	金 額
資金収入	
業務活動による収入	
診療業務による収入	
運営費負担金による収入	
その他の業務活動による収入	
投資活動による収入	
運営費負担金による収入	
その他の投資活動による収入	
財務活動による収入	
長期借入れによる収入	
その他の財務活動による収入	
前事業年度よりの繰越金	
資金支出	
業務活動による支出	
給与費支出	
材料費支出	
その他の業務活動による支出	
投資活動による支出	
有形固定資産の取得による支出	
その他の投資活動による支出	
財務活動による支出	
長期借入金の返済による支出	
移行前地方債償還債務の償還による支出	
その他の財務活動による支出	
翌事業年度への繰越金	

第6 短期借入金の限度額

1 限度額

300 百万円

2 想定される短期借入金の発生事由

- (1) 医療機器等の購入に係る一時的な資金不足への対応
- (2) 業績手当（賞与）の支給等による一時的な資金不足への対応
- (3) 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

計画期間中の毎事業年度の決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備・改修、医療機器の購入、長期借入金の償還、教育・研修体制の充実、組織運営の向上策等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 診療料金等

- (1) 病院の診療料金及びその他の諸料金は次に定める額とする。
- (2) 診療料金及びその他諸料金の額は、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、その他の法令等により算定した額とする。
- (3) 前項の規定によらない料金は、理事長が別に定める
- (4) 消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定により消費税及び地方消費税が課せられる場合にあっては、全各号の料金について当該各号に規定する額に、消費税及び地方消費税の合計額に相当する額を加算した額とする。この場合において、料金の額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 料金の減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金を減免することができる。

3 その他

第9料金に関する事項に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

第10 その他芦屋町の規則で定める業務運営等に関する事項

1 施設及び設備に関する計画（平成27年度から平成30年度まで）

（単位：千円）

施設及び設備の内容	予 定 額
病院施設・設備の整備	
医療機器等の整備・更新	

2 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

3 その他の法人の業務運営に関し必要な事項

（1）新病院に向けた取り組み

平成30年5月の開院を目指し「町立芦屋中央病院 新病院基本計画」に基づき、新病院の役割や機能、施設の仕様などをより具体的に検討し、確実に事業を進める。その中で、新病院で新たに取り組む主なものについては、次のとおりとする。

① MRIの導入

新たにMRIを導入する。

② 院外処方への移行

国が進める医薬分業の制度に伴い、院外処方へ移行する。

③ 外来化学療法の実施

施設及び体制を整え、外来化学療法を実施する。

④ 皮膚科の新設

超高齢化社会の到来に伴い、高齢者における皮膚科の需要が高いため、必要とする皮膚科の新設を目指す。

⑤ 診療科名の細分化

専門性がわかりやすいよう、診療科名の標記を細分化する。

(2) 国民健康保険直営診療施設の役割

国民健康保険直営診療施設としての役割を引き継ぎ、国民健康保険被保険者に医療を提供し、かつ健康の維持及び増進に寄与する。

国民健康保険被保険者に対し、医療の提供はもとより、特定健診及びがん検診等を実施し、予防医療に努める。

また、医療相談窓口や当院が保有する訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所の充実を図り、地域医療の中心となるべく国民健康保険直営診療施設としての役割を果たす。

地方独立行政法人における業務方法書の作成に関して

1 地方独立行政法人における業務方法書

(1) 業務方法書

業務方法書とは、法人の具体的な業務の方法の要領を記載したものをいう。地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成しなければならない（地方独立行政法人法第22条第1項）。

(2) 業務方法書作成等の手続

地方独立行政法人が業務方法書を作成し、又はこれを変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない（法第22条第1項）。

町長は、この認可をしようとするときは、あらかじめ地方独立行政法人評価委員会（以下、「評価委員会」という。）の評価を受けなければならない（法第22条第3項）。

地方独立行政法人は、認可を受けたときは、遅滞なくその業務方法書を公表しなければならない（法第22条第4項）。

○地方独立行政法人法（抜粋）

（業務方法書）

第二十二條 地方独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、設立団体の規則で定める。
- 3 設立団体の長は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 地方独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

2 業務方法書に記載すべき事項

町（設立団体）の規則で定める（法第22条第2項）

先行団体における設立団体（町等）の規則で「業務方法書に記載すべき事項」としたものの状況については、下記のとおりである。

【業務方法書に記載すべき事項とされている事項】

- ① 地方独立行政法人の定款に規定する業務に関する事項
- ② 業務の委託に関する基準
- ③ 競争入札その他契約に関する基本的な事項
- ④ その他地方独立行政法人の業務の執行に関して必要な事項

地方独立行政法人芦屋中央病院業務方法書（案）

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成25年法律第44号。以下「法」という。）第22条第1項、地方独立行政法人芦屋中央病院の業務運営等に関する規則（平成XX年芦屋町規則第XX号）第X条及び地方独立行政法人芦屋中央病院定款（以下「定款」という。）第19条の規定に基づき、地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により芦屋町長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。

（病院等の設置及び運営）

第3条 法人は、地域住民が必要とする良質な医療を提供するとともに、地域の医療機関及び芦屋町と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与するため、定款第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。

（法人の行う業務）

第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。

- （1）医療の提供
- （2）医療に関する調査及び研究
- （3）医療に関する研修
- （4）医療に関する地域への支援
- （5）健康診断等の予防医療の提供
- （6）介護サービス等に関する業務
- （7）在宅医療に関する業務
- （8）前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。

3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。

(業務の委託)

第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められる場合は、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第6条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。

(契約の方法)

第7条 法人は、売買、賃借、請負その他の契約を締結する場合においては、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りによることができる。

(委任)

第8条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。

(案)

平成26年__月__日

芦屋町長 波多野 茂丸 様

地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会
委員長 山口 徹也

意見書

地方独立行政法人芦屋中央病院に係る中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づく本委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第25条第1項に基づく中期目標については、別添のとおりとすることが適当である。

以上

地方独立行政法人芦屋中央病院の役員報酬について

1. 報酬の考え方

地方独立行政法人の役員に対する報酬は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。また、報酬の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績を考慮して定めなければならない。(地方独立行政法人法第48条より)

よって、地方独立行政法人芦屋中央病院の役員報酬の基準については、上記事情を考慮して、概ね相当すると考えられる町の特別職の給与等のほか、先行する地方独立行政法人の事例を参考にしながら役員の職責を鑑み役員報酬を決定する。

2. 概要

常勤の役員には報酬として給料及び業績手当を支給する。非常勤の役員には、非常勤役員手当を支給する。

ただし、役員が職員を兼ねるときは、地方独立行政法人芦屋中央病院職員給与規程を適用する。

○常勤役員（専任の場合）

	基本報酬	賞与（業績）	年 収
理 事 長	月額 800,000 円	月額給料と月額給料に100分の20を乗じた額の合計額の2.7月分年間に支給する。法人の業績評価に応じて、20%の範囲内で増減する。	約1,170万～1,270万
副理事長	月額 639,000 円		約 930万～1,015万
理 事	月額 462,000 円		約 675万～735万

○常勤役員（定年退職後、理事長と院長を兼ねる場合）

	基本報酬	業績報酬	年 収
理 事 長	月額 800,000 円	月額 800,000 円 業績報酬の年額の40%の範囲内で増減する。	約1,535万～2,300万

○非常勤役員

	非常勤役員手当
理 事	月額 30,000 円
監 事	

【芦屋町特別職】

	給 料	期末手当	年 収
町 長	月額 744,000 円	月額給料及び給料の月額に100分の20を乗じた額の合計額の2.95月分	約 1,155 万円
副町長	月額 621,000 円		約 965 万円
教育長	月額 581,000 円		約 900 万円
モーターボート競走事業管理者	月額 562,000 円		約 870 万円

【地方独立行政法人法（抜粋）】

（役員の報酬等）

第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

（評価委員会の意見の申出）

第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

（準用）

第五十六条 第四十八条及び第四十九条の規定は、一般地方独立行政法人の役員の報酬等について準用する。この場合において、第四十八条第三項中「実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」と読み替えるものとする。

- 2 第五十条第一項の規定は、一般地方独立行政法人の役員及び職員について準用する。

地方独立行政法人芦屋中央病院役員報酬等規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（役員 の 身分）

第2条 法人の役員は、理事長及び副理事長は常勤とし、理事は常勤又は非常勤、監事は非常勤とする。

（役員 の 報酬）

第3条 役員 の 報酬 は、常勤の役員については基本報酬及び賞与とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。ただし、役員が法人の職員を兼ねるときの役員 の 報酬 は、地方独立行政法人芦屋中央病院職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定により支給される給与とする。

2 前項に規定する役員のうち、地方独立行政法人芦屋中央病院就業規則により、定年に達したもので、理事長が法人の病院長を兼務し診療する場合の報酬は、基本報酬及び業績報酬とする。

（報酬 の 支給日）

第4条 役員 の 報酬 の 支給日 は、職員給与規程の例による。

2 非常勤の役員 の 報酬 の 支給日 は、地方独立行政法人芦屋中央病院非常勤職員給与規程の例による。

（報酬）

第5条 常勤の役員 の 基本報酬の額は、次の各号に掲げる額とする。

- （1）理事長 月額 800,000 円
- （2）副理事長 月額 639,000 円
- （3）理事 月額 462,000 円

2 第3条第2項に規定する病院長を兼務する場合の理事長の基本報酬及び業績報酬は、次のとおりとする。

(1) 基本報酬 月額 800,000 円

(2) 業績報酬 月額 800,000 円

3 前項の業績報酬を定めるに当たっては、理事会において当該年度の業績を踏まえ、業績報酬の年額の 100 分の 40 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

4 毎月の業績報酬の支払いに当たっては、業績を勘案し支払額を定め、当該年度の 3 月支給分において、業績報酬の年額を調整するものとする。

5 非常勤の役員の非常勤役員手当の額は、日額 30,000 円とする。

(費用弁償)

第 6 条 役員が業務のため旅行した場合は、当該旅行に要した費用を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、地方独立行政法人芦屋中央病院旅費規程の例による。

(賞与)

第 7 条 賞与は、毎年 6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員（第 3 条第 2 項に規定する理事長を除く。）に対して支給する。これらの基準日前 1 月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した場合についても同様とする。

2 賞与の額は、基本報酬の月額及び基本報酬の月額に 100 分の 20 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 130、12 月に支給する場合においては 100 分の 140 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間（これに準じるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 月 100 分の 100

(2) 3 月以上 6 月未満 100 分の 60

(3) 3 月未満 100 分の 30

3 前項の賞与の額を定めるに当たっては、業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を理事会で総合的に勘案し、同項の規定による賞与の額の 100 分の 20 の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。

4 理事長は、法人の職員の例により賞与の支給を一時差し止めることができる。

5 次の各号のいずれかに該当するものには、第 1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与（第 3 号の規定に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与）は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項及び第3項の規定により解任された常勤の役員（同条第2項第1号に該当して解任されたものを除く。）
- (2) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日までの間に離職した常勤の役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者（当該差し止めを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（日割計算）

第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。

2 常勤の役員が任期満了、辞職、解任又は死亡したときは、その日までの基本報酬を支給する。

3 第1項及び第2項の規定により支給する基本報酬の額は、日割によって計算する。

4 前項の日割計算の方法は、法人の職員の例による。ただし、非常勤の役員にあっては、その月の現日数を基礎とする。

（支払方法）

第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（端数の処理）

第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補則）

第11条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

役員報酬等規程比較表

NO	芦屋中央病院	くらて病院	大牟田市立病院
1	(趣旨) 第1条 この規程は、地方独立行政法人芦屋中央病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、地方独立行政法人くらて病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規程は、地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。
2	(役員の身分) 第2条 法人の役員は、理事長及び副理事長は常勤とし、理事は常勤又は非常勤、監事は非常勤とする。	(役員の身分) 第2条 法人の役員は、理事長及び副理事長は常勤とし、理事は常勤又は非常勤、監事は非常勤とする。	
3	(役員の報酬) 第3条 役員の報酬は、常勤の役員については基本報酬及び賞与とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。ただし、役員が法人の職員を兼ねるときの役員の報酬は、地方独立行政法人芦屋中央病院職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定により支給される給与とする。 2 前項に規定する役員のうち、地方独立行政法人芦屋中央病院就業規則により、定年に達したもので、理事長が法人の病院長を兼務し診療する場合の報酬は、基本報酬及び業績報酬とする。	(役員の報酬) 第3条 役員の報酬は、常勤の役員については基本報酬及び賞与とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。 2 前項に規定する役員のうち、地方独立行政法人くらて病院就業規則（平成 年規則第 号）第22条の規定により、定年に達したもので、理事長が法人の病院長を兼務し診療する場合の報酬は、基本報酬及び業績報酬とする。 3 第1項に掲げる役員が法人の職員を兼ねるときの役員の報酬及び賞与は、地方独立行政法人くらて病院職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）の規定により支給される給与とする。	(役員の報酬) 第2条 役員の報酬は、常勤の役員については基本報酬及び賞与とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。ただし、役員が法人の職員を兼ねるときの役員の報酬は、地方独立行政法人大牟田市立病院職員給与規程（平成22年規程第17号。以下「職員給与規程」という。）の規定により支給される給与及び役員手当とする。
4	(報酬の支給日) 第4条 役員の報酬の支給日は、職員給与規程	(報酬の支給日) 第4条 役員の報酬の支給日は、職員給与規程	(報酬の支給日) 第3条 常勤の役員の報酬の支給日は、職員給

NO	芦屋中央病院	くらて病院	大牟田市立病院
	<p>の例による。</p> <p>2 非常勤の役員の報酬の支給日は、地方独立行政法人芦屋中央病院非常勤職員給与規程の例による。</p>	<p>の例による。</p> <p>2 非常勤の役員の報酬の支給日は、地方独立行政法人くらて病院非常勤職員給与規程の例による。</p>	<p>与規程の例による。</p> <p>2 非常勤の役員の報酬の支給日については、理事長が別に定める。</p>
<p>5 (報酬)</p> <p>第5条 常勤の役員の基本報酬の額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 理事長 月額 800,000 円</p> <p>(2) 副理事長 月額 639,000 円</p> <p>(3) 理事 月額 462,000 円</p> <p>2 第3条第2項に規定する病院長を兼務する場合の理事長の基本報酬及び業績報酬は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本報酬 月額 800,000 円</p> <p>(2) 業績報酬 月額 800,000 円</p> <p>3 前項の業績報酬を定めるに当たっては、理事会において当該年度の業績を踏まえ、業績報酬の年額の100分の40の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>4 毎月の業績報酬の支払いに当たっては、業績を勘案し支払額を定め、当該年度の3月支給分において、業績報酬の年額を調整するものとする。</p> <p>5 非常勤の役員の非常勤役員手当の額は、月額 30,000 円とする。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第5条 常勤の役員の基本報酬の額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 理事長 月額 800,000 円</p> <p>(2) 副理事長 月額 639,000 円</p> <p>(3) 理事 月額 462,000 円</p> <p>2 第3条第2項に規定する病院長を兼務する場合の理事長の基本報酬及び業績報酬は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本報酬 月額 800,000 円</p> <p>(2) 業績報酬 月額 800,000 円</p> <p>3 前項の業績報酬を定めるに当たっては、理事会において当該年度の業績を踏まえ、業績報酬の年額の100分の40の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>4 毎月の業績報酬の支払いに当たっては、業績を勘案し支払額を定め、当該年度の3月支給分において、業績報酬の年額を調整するものとする。</p> <p>5 非常勤の役員の非常勤役員手当の額は、月額 30,000 円とする。</p>	<p>(報酬)</p> <p>第4条 常勤の役員の基本報酬の額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 理事長 月額 730,000 円</p> <p>(2) 副理事長 月額 639,000 円</p> <p>(3) 理事 月額 579,000 円</p> <p>2 非常勤の役員の非常勤役員手当の額は、月額 50,000 円とする。</p> <p>3 第2条ただし書に規定する役員手当の額は、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 理事長 月額 200,000 円</p> <p>(2) 副理事長 月額 100,000 円</p> <p>(3) 理事 月額 50,000 円</p> <p>4 理事長は、役員となる者の職務経験、実績及び職務の困難度等を勘案して、必要と認める場合は、前3項の規定にかかわらず、別に当該役員の報酬の額を定めることができる。</p>	
<p>6 (費用弁償)</p> <p>第6条 役員が業務のため旅行した場合は、当該旅行に要した費用を弁償する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第6条 役員が業務のため旅行した場合は、当該旅行に要した費用を弁償する。</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第5条 役員が業務のため旅行した場合は、当該旅行に要した費用を弁償する。</p>	

NO	芦屋中央病院	くらて病院	大牟田市立病院
2	前項の費用弁償の額は、地方独立行政法人芦屋中央病院旅費規程の例による。	前項の費用弁償の額は、地方独立行政法人くらて病院旅費規程の例による。	前項の費用弁償の額は、地方独立行政法人大牟田市立病院職員等の旅費に関する細則（平成22年細則第8号）の例による。
7	<p>(賞与)</p> <p>第7条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員（第3条第2項に規定する理事長を除く。）に対して支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した場合についても同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、基本報酬の月額及び基本報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間（これに準じるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100</p> <p>(2) 3月以上6月未満 100分の60</p> <p>(3) 3月未満 100分の30</p> <p>3 前項の賞与の額を定めるに当たっては、業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を理事会で総合的に勘案し、同項の規定による賞与の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。</p> <p>4 理事長は、法人の職員の例により賞与の支</p>	<p>(賞与)</p> <p>第7条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員（第3条第2項に規定する理事長を除く。）に対して支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した場合についても同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、基本報酬の月額及び基本報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の140を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間（これに準じるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100</p> <p>(2) 3月以上6月未満 100分の60</p> <p>(3) 3月未満 100分の30</p> <p>3 前項の賞与の額を定めるに当たっては、業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を理事会で総合的に勘案し、同項の規定による賞与の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。</p>	<p>(賞与)</p> <p>第6条 賞与は、毎年6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤の役員に対して支給する。これらの基準日前1月以内に任期が満了し、退職し、又は死亡した場合についても同様とする。</p> <p>2 賞与の額は、基本報酬の月額及び基本報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の165を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間（これに準じるものとして理事長が別に定める期間を含む。）の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100</p> <p>(2) 3月以上6月未満 100分の60</p> <p>(3) 3月未満 100分の30</p> <p>3 前項の賞与の額を定めるに当たっては、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会が行う業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度等を総合的に勘案するものとし、同項の規定による賞与の額の100分の20の範囲内で、これを増額し、又は減額することができる。</p>

NO	芦屋中央病院	くらて病院	大牟田市立病院
	<p>給を一時差し止めることができる。</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与（第3号の規定に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与）は支給しない。</p> <p>（1）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項及び第3項の規定により解任された常勤の役員（同条第2項第1号に該当して解任されたものを除く。）</p> <p>（2）基準日前1月以内又は基準日から当該基準日までの間に離職した常勤の役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>（3）前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者（当該差止めを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>給を一時差し止めることができる。</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与（第3号の規定に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与）は支給しない。</p> <p>（1）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項及び第3項の規定により解任された常勤の役員（同条第2項第1号に該当して解任されたものを除く。）</p> <p>（2）基準日前1月以内又は基準日から当該基準日までの間に離職した常勤の役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>（3）前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者（当該差止めを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>4 理事長は、法人の職員の例により賞与の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当するものには、第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る賞与（第3号の規定に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた賞与）は支給しない。</p> <p>（1）基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第17条第2項及び第3項の規定により解任された常勤の役員（同条第2項第1号に該当して解任されたものを除く。）</p> <p>（2）基準日前1月以内又は基準日から当該基準日までの間に離職した常勤の役員で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁こ以上の刑に処せられたもの</p> <p>（3）前項の規定により賞与の支給を一時差し止められた者（当該差止めを取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁こ以上の刑に処せられたもの</p>
8	<p>（日割計算）</p> <p>第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。</p> <p>2 常勤の役員が任期満了、辞職、解任又は死亡したときは、その日までの基本報酬を支給する。</p>	<p>（日割計算）</p> <p>第8条 新たに常勤の役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。</p> <p>2 常勤の役員が任期満了、辞職、解任又は死亡したときは、その日までの基本報酬を支給する。</p>	<p>（日割計算）</p> <p>第7条 新たに常勤の役員となった者には、その日から基本報酬を支給する。</p> <p>2 常勤の役員が任期満了、辞職、解任又は死亡したときは、その日までの基本報酬を支給する。</p>

NO	芦屋中央病院	くらて病院	大牟田市立病院
	<p>3 第1項及び第2項の規定により支給する基本報酬の額は、日割によって計算する。</p> <p>4 前項の日割計算の方法は、法人の職員の例による。ただし、非常勤の役員にあっては、その月の現日数を基礎とする。</p>	<p>3 第1項及び第2項の規定により支給する基本報酬の額は、日割によって計算する。</p> <p>4 前項の日割計算の方法は、法人の職員の例による。ただし、非常勤の役員にあっては、その月の現日数を基礎とする。</p>	<p>3 第1項及び第2項の規定により支給する基本報酬の額は、日割によって計算する。</p> <p>4 前項の日割計算の方法は、法人の職員の例による。ただし、非常勤の役員にあっては、その月の現日数を基礎とする。</p>
<p>9 (支払方法)</p> <p>第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。</p>	<p>(支払方法)</p> <p>第9条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。</p>	<p>(支払方法)</p> <p>第8条 役員の報酬は、当該役員の本人名義の預貯金口座への振込みの方法により、その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき、役員の報酬から控除すべき金額があるときには、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。</p>	
<p>10 (端数の処理)</p> <p>第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(端数の処理)</p> <p>第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>(端数の処理)</p> <p>第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p>	
<p>11 (補則)</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p>	<p>(補則)</p> <p>第11条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p>	<p>(補則)</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。</p>	

資料6-4

■役員報酬等に関する他病院との比較一覧表

			芦屋中央病院 (137床)	くらて病院 (222床)	筑後市立病院 (233床)	大牟田市立病院 (350床)	福岡市病院機構 (市民病院200床) (こども病院208床)
職員を兼ねない役員	常勤役員報酬額 (月額)	理事長	800,000円	800,000円	800,000円	730,000円	850,000円
		副理事長	639,000円	639,000円	630,000円	639,000円	765,000円
		理事	462,000円	462,000円	452,000円	579,000円	620,000円
			病院長を兼務する理事長は、業績報酬として月額800,000円を支給	病院長を兼務する理事長は、業績報酬として月額800,000円を支給	病院長を兼務する理事長は、業績報酬として月額800,000円を支給		
		増減	業績報酬は上記報酬の100分の60～140まで可能	業績報酬は上記報酬の100分の60～140まで可能	業績報酬は上記報酬の100分の60～140まで可能		
	非常勤役員	理事	30,000円 (日額)	30,000円 (日額)	30,000円 (日額)	50,000円 (日額)	30,000円 (日額)
		監事					
	賞与又は業績手当	理事長	基本報酬と基本報酬の月額の100分の20を乗じた額の合計に100分の270(病院長を兼務する理事長は、除く)	基本報酬と基本報酬の月額の100分の20を乗じた額の合計に100分の270(病院長を兼務する理事長は、除く)	基本報酬の月額の100分の300を限度(病院長を兼務する理事長は除く)	基本報酬と基本報酬の月額の100分の15を乗じた額の合計に基本報酬の100分の310	基本報酬の月額の100分の20を乗じた額の100分の390
		副理事長					
		理事					
増減		100分の20の範囲内の増減	100分の20の範囲内の増減		100分の20の範囲内の増減	100分の20の範囲内の増減	
地域手当						給与に100分の10を乗じた額	
職 員 役 を 兼 ね	職員兼務役員		病院給与規程適用	病院給与規程適用	病院給与規程適用	病院給与規程適用	病院給与規程適用
	職員での 常勤役員手当 (月額)	理事長	—	—	—	200,000円	—
		副理事長	—	—	100,000円	100,000円	—
		理事	—	—	50,000円	50,000円	—